

## 幕別町職員の懲戒処分について

「幕別町職員の懲戒処分等に関する基準」に基づき、次のとおり関係職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

事案の概要	被処分者は、複数の担当事務を未処理の状態に放置したことで給付すべき費用の支払遅延等を発生させるとともに、業務に係る書類を自宅に持ち帰るなどの不適切な事務処理を行ったほか、正当な理由なく1日間を無断で欠勤したものである。
懲戒処分の量定	減給（1ヶ月）
懲戒処分年月日	令和4年6月1日
被処分者の職位及び年代	係職 30歳代